

男鹿市告示第58号

男鹿市防災行政無線通信施設（固定系）運用規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月30日

男鹿市長 菅 原 広 二

男鹿市防災行政無線通信施設（固定系）運用規程の一部を改正する告示

男鹿市防災行政無線通信施設（固定系）運用規程（平成17年告示第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(緊急放送)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 日中、夜間及び休日に火災等が発生した場合は、<u>男鹿</u> <u>潟上南秋消防組合</u>消防本部において緊急放送を行うもの とし、<u>男鹿潟上南秋消防組合</u>管理者と市長は、緊急放送 に対する協定書を作成し、運用する。</p> <p>(略)</p>	<p>(緊急放送)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 日中、夜間及び休日に火災等が発生した場合は、<u>男鹿</u> <u>地区消防一部事務組合</u>消防本部において緊急放送を行う ものとし、<u>男鹿地区消防一部事務組合</u>管理者と市長は、 緊急放送に対する協定書を作成し、運用する。</p> <p>(略)</p>
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。	

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。